

令和 7 年 9 月 定例 県議会

経 済 環 境 常 任 委 員 会 説 明 資 料

[令和 7 年度 9 月 補正予算・条例等議案関係]

部
部
部
局

活
働
化

生
労
文
業

境
工
光

環
商
観
企

目 次

●環境生活部

1 条例等議案

環境政策課	1
循環社会推進課	2

●商工労働部

1 予算関係議案

令和7年度9月補正予算総括表	3
労働雇用創生課	4
産業支援課	5
企業立地課	6

2 条例等議案

労働雇用創生課	7
産業支援課	10
企業立地課	12

●観光文化部

1 条例等議案

観光文化政策課	13
-------------------	----

●企業局

1 予算関係議案	18
--------------------	----

報告第 11 号

公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人水俣・芦北地域振興財団の令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関
する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 12 号

公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人熊本県環境整備事業団の令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関す
る書類を別冊のとおり提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木村 敬

令和7年度 9月補正予算 総括表

商工労働部

(単位:千円)

課 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
商 工 政 策 課	3,294,054		3,294,054				
商工振興金融課	46,166,366		46,166,366				
労働雇用創生課	2,772,197		2,772,197				
産 業 支 援 課	2,599,013	1,000	2,600,013				1,000
エネルギー政策課	1,126,507		1,126,507				
企 業 立 地 課	7,998,535	320,000	8,318,535		320,000		
販路拡大ビジネス課	590,657		590,657				
商 工 労 働 部 計 合	64,547,329	321,000	64,868,329		320,000		1,000
内 訳	一 般 会 計 計 合	60,639,890	1,000	60,640,890			1,000
	特 別 会 計 計 合	3,907,439	320,000	4,227,439		320,000	

債務負担行為(変更)

課名 労働雇用創生課

(一般会計)

(単位：千円)

議案書 頁 数	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
8	職業能力開発拠点整備事業 熊 本 市	令和8年度	928,859	令和8年度	1,120,859

令和 7 年度 9 月 補正 予算 説明 資料

課名 産業支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	比 較 (A)+(B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
20	新事業創出 促進費	80,361	1,000	81,361				1,000	新事業創出促進費 ・創業・新分野進出推進事業 国家戦略特区制度を活用した、 法人設立に必要な相談や支援を 総合的に行う窓口設置に要する 経費
一般会計 計		2,599,013	1,000	2,600,013	0	0	0	1,000	

令和 7 年 度 9 月 補 正 予 算 説 明 資 料

課名 企業立地課

(高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
31	工業団地整備事業費	2,978,692	320,000	3,298,692		320,000			工業団地施設整備事業費 <u>320,000</u> ・ 工業団地施設整備事業 新規県営工業団地（八代市事業区）の整備に要する経費。
高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計計		3,027,525	320,000	3,347,525		320,000			
課 計		7,998,535	320,000	8,318,535		320,000			

報告第 13 号

一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本テルサの令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 14 号

公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人熊本県雇用環境整備協会の令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に
関する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木村 敬

報告第 15 号

希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、希望の里
ホンダ株式会社の令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関する書類を別
冊のとおり提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

課名：産業支援課

報告第 16 号

公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人くまもと産業支援財団の令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関す
る書類を別冊のとおり提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木村 敬

報告第 17 号

株式会社テクノイノベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社テクノイノベーションセンターの令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 13 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

取得する財産の表示			取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	所在地	面積			
土地	八代市興善寺町字平石39番ほか151筆	221,077平方メートル	個人(62人)	新規工業団地整備事業の用地	1,266,443,785 円

(提案理由)

新規工業団地整備事業を実施するため、土地を取得する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 11 号

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例

熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「平常的に」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条、第14条関係）

伝統工芸館が所蔵し、又は寄託を受けた伝統的工芸品等の展示	区分		金額	
	個人	一般人	1人1回につき	230円
		大学生	1人1回につき	140円
	団体（20人以上）	一般人	1人1回につき	150円
		大学生	1人1回につき	110円
上記以外の展示	知事がその都度定める額			

備考

1 「一般人」とは、満15歳以上の者であって、大学生並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。

2 「大学生」とは、大学の学生及びこれに準ずる者をいう。

別表第2の表中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条、第10条、第14条関係）

区分	金額
展示室1	午前9時から午後5時まで 7,500円
展示室2	午前9時から午後5時まで 7,500円
展示室3	午前9時から午後5時まで 5,670円
展示室4	午前9時から午後5時まで 5,670円
展示室5	午前9時から午後5時まで 6,930円
展示室6	午前9時から午後5時まで 5,990円
地下会議室	午前9時から正午まで 4,050円
	午後1時から午後5時まで 5,400円
	午前9時から午後5時まで 9,450円
	午前9時から午後5時まで 4,820円

工房	午前 9 時から正午まで		3, 4 2 0 円
	午後 1 時から午後 5 時まで		4, 5 6 0 円
	午前 9 時から午後 5 時まで		7, 9 8 0 円
	展示室 1 及び展示室 2 を一体的に使用する場合		午前 9 時から午後 5 時まで 1 7, 2 5 0 円

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第 5 項までの規定は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の熊本県伝統工芸館条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の許可を受けようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の条例の許可の申請に関する規定の例により、その許可の申請をすることができる。
- 前項の規定により許可の申請があつた場合の改正後の条例第 7 条第 1 項（改正後の条例第 1 2 条第 3 項において読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の許可については、施行日前においても、改正後の条例の許可に関する規定の例により、許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日において改正後の条例第 7 条第 1 項の規定により受けた許可とみなす。
- 前項の許可に係る改正後の条例第 1 0 条第 1 項の使用料については、施行日前においても、改正後の条例の使用料に関する規定の例により、改正後の条例別表第 2 の区分の欄に掲げる施設及び使用の時間に応じ、同表の金額の欄に定める額を徴収することができる。
- 前項の規定にかかわらず、条例第 1 2 条第 1 項の規定により熊本県伝統工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合には、施行日前であっても、改正後の条例の熊本県伝統工芸館の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する規定の例により、知事は、当該指定管理者に、改正後の条例第 1 4 条第 1 項の利用料金を收受させることができ、当該指定管理者は、同条第 3 項の利用料金の減免又は還付をすることができる。

(提案理由)

熊本県伝統工芸館の大規模改修に伴う展示室の新設及び施設使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、観覧料及び使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例（案）の概要

課名：観光文化政策課

議案番号	内 容
第 1 1 号 熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例	1 条例改正の趣旨 熊本県伝統工芸館の大規模改修に伴う展示室の新設及び施設使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、観覧料及び使用料の額を改定する等の必要がある。 2 改正の内容 (1) 観覧料の額及び料金区分を改定する。 （第 6 条、別表第 1 関係） (2) 使用料の額及び料金区分を改定する。 （別表第 2 関係） (3) 所要の経過措置を定める。 （附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項関係） 3 施行期日 (1)(2) 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (3) 公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

報告第 18 号

一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本県伝統工芸館の令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 19 号

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人熊本県立劇場の令和6年度決算に関する書類及び令和7年度事業計画に関する書類を
別冊のとおり提出する。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

令和7年度 9月補正予算 総括表

企業局

(単位:千円)

			補正前の額	補正額	計
電気事業会計	収益的収支	収入	3,459,209		3,459,209
		支出	3,109,402	16	3,109,418
		損益	349,807	-16	349,791
	資本的収支	収入	265,554		265,554
		支出	2,299,026		2,299,026
		差引	-2,033,472		-2,033,472

			補正前の額	補正額	計
工業用水道事業会計	収益的収支	収入	1,172,793		1,172,793
		支出	1,278,984		1,278,984
		損益	-106,191		-106,191
	資本的収支	収入	813,520		813,520
		支出	1,307,208		1,307,208
		差引	-493,688		-493,688

			補正前の額	補正額	計
有料駐車場事業会計	収益的収支	収入	115,212		115,212
		支出	29,046		29,046
		損益	86,166		86,166
	資本的収支	収入			
		支出	50,000		50,000
		差引	-50,000		-50,000

			補正前の額	補正額	計
合計	収入総額		5,826,288		5,826,288
	支出総額		8,073,666	16	8,073,682

令和7年度9月補正予算説明資料

企業局（電気事業会計）

（単位：千円）

事項別 明細書 頁 数	項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		説 明
						事業収益	その他	
38	収益的収入	営業収益	3,428,408		3,428,408	—	—	
		営業外収益	30,801		30,801	—	—	
		計	3,459,209		3,459,209	—	—	
	収益的支出	営業費用	2,646,736		2,646,736			
		営業外費用	253,266	16	253,282	16		雑損失 ・NHK受信料（過年度分）の 支払いに要する経費 （企業局分 1件） 16
		特別損失	169,400		169,400			
		予備費	40,000		40,000			
		計	3,109,402	16	3,109,418	16		
		損益	349,807	-16	349,791			

債務負担行為（変更）

企業局

(電気事業会計)

(単位：千円)

議案書 頁 数	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期間	限度額	期間	限度額
19	企業局所有施設等管理業務	令和 8 年度	239, 901	令和 8 年度	301, 633